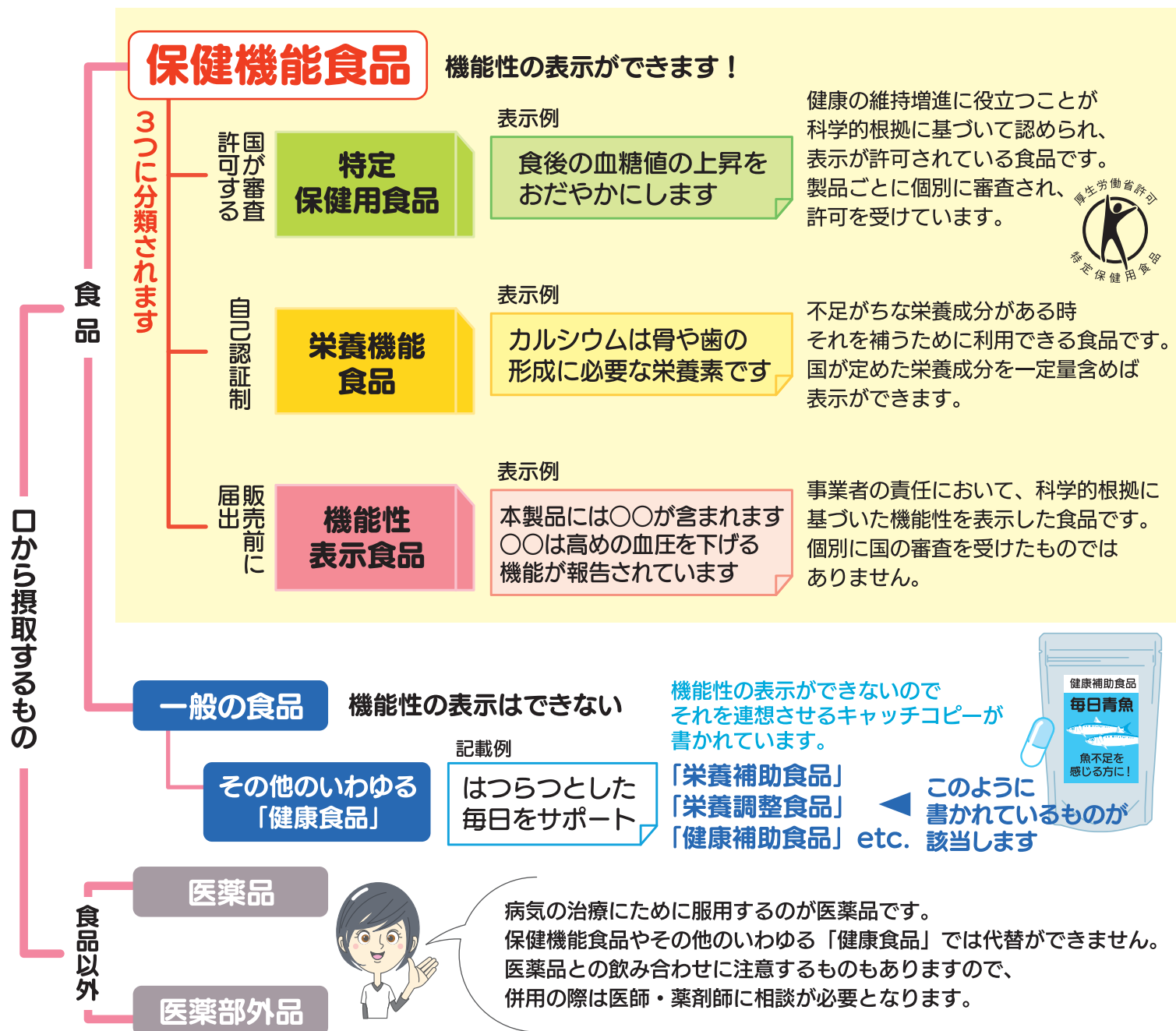


健康維持・増進に関する機能が表示できる

保健機能食品 特集

「お腹の調子をととのえる」、「血圧が高めの方に適した機能があることが報告されています。」などの表示ができる保健機能食品という制度があります。わかりやすく紹介いたします。

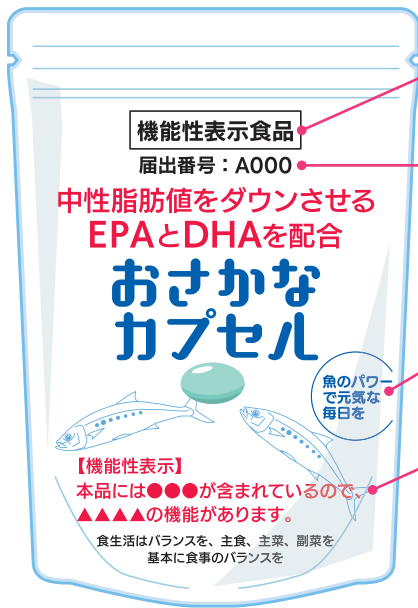


保健機能食品 には利用時の注意点が記載されています！

- ・主食・主菜・副菜の揃ったバランスのとれた食事を心がけましょう
(利用者自身の食生活をふりかえる事項が記載)
- ・注意事項と摂取目安量 (過剰な摂取が健康危害をおよぼす場合が！)
- ・体調に異変を感じたらすぐに摂取を中止する

保健機能食品の表示の読み方

機能性表示食品を例に紹介！



機能性表示食品として届出されたものは
パッケージの上部に枠で囲んで表示します。
届出番号は「機能性表示食品」の表示の近接した位置に。

消費者庁の「機能性表示食品検索サイト」で
この番号を検索すると届出内容の詳細を見ることができます。

このコピーは商品 PR として掲載されています。
機能を示すものではありません。

この製品の機能として何が期待できるかを【機能性表示】で
確認できます。【届出表示】ではありません。

加工食品の表示ルールに基づいて
一括表示と栄養成分表示が書かれています。

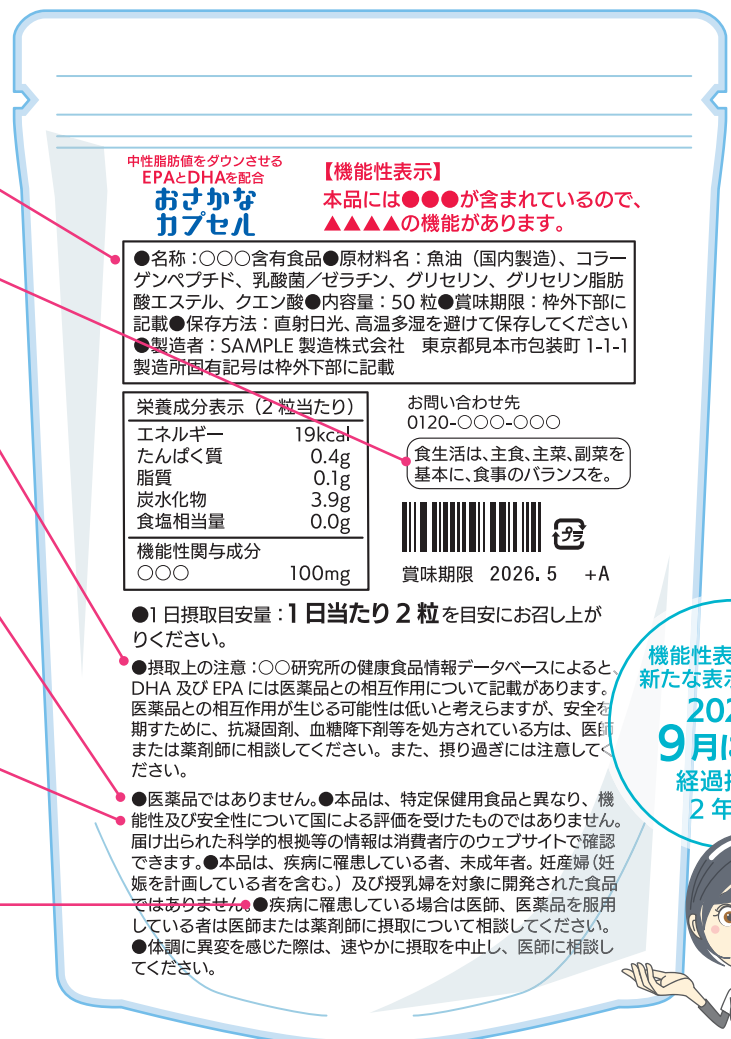
保健機能食品だけで健康な食事は成立しないので、
必ずこの呼びかけを掲載します。

摂取上の注意では、医薬品や他の機能性関与成分
との相互作用や過剰摂取等に係る注意喚起等につ
いて、機能性関与成分の安全性に関する科学的
根拠を踏まえて具体的に表示をします。

医薬品と違い疾病の診断や治療、予防を目的とした
ものではない旨を表示します。
または医薬品ではない旨を表示します。

機能性と安全性について国の評価を受けていない
旨を表示します。科学的な根拠は消費者庁の
ウェブサイトを確認できることも表示します。

疾病の方は医師に、また医薬品を服用して
いる方は医師、薬剤師に摂取について相談が
必要の旨を表示します。



機能性表示食品の
新たな表示ルールが
2024年
9月に施行
経過措置は
2年です

表示の禁止事項があります！

1. 疾病の治療効果または予防効果を標榜する用語→「花粉症に効果あり」「風邪予防に効果あり」etc.
2. 機能性関与以外の成分を強調する用語→「〇〇たっぷり!」「△△強化!」etc.
3. 消費者庁長官の評価や許可などを受けたものと誤認させるような用語
→「消費者庁長官許可!」「消費者庁承認」「〇〇省推薦!」「〇〇政府機関も認めた」etc.

「フィルム、ラベル」に力を入れています

PACK&WRAP



株式会社
タニモト

本部：769-0104 香川県高松市国分寺町新名 72-3

TEL(087)874-5757 FAX(087)874-5564

松山(営)：TEL(089)958-2884 FAX(089)958-7988

徳島(営)：TEL(088)653-2628 FAX(088)653-2574

新居浜(営)：TEL(0896)29-5528 FAX(0896)29-5538

高知(営)：TEL(088)866-5505 FAX(088)866-5532

岡山(営)：TEL(086)441-6615 FAX(086)441-6625